

原告 221

1 認定事実

原告 221 は、昭和 11 年に兵庫県篠山市で出生した。

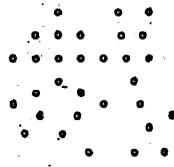
原告 221 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 221 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び議員であったことを掲載された。

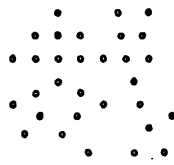
(甲 297, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 221 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 510, 512, 654, 655）によれば、原告 221 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 221 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 221 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 221 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 221 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 221 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は3000円と認めるのが相当である。



原告 2 2 2

1 認定事実

原告 2 2 2 は、昭和 2 4 年に兵庫県姫路市で出生し、現在は部落解放兵庫県企業連合会理事長を務めている。

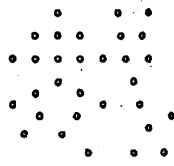
原告 2 2 2 の現住所は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 2 2 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

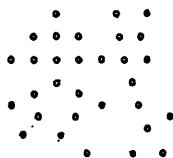
(甲 2 9 8, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 2 2 2 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠 (乙 5 1 3, 6 5 4) によれば、原告 2 2 2 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 2 2 2 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 2 2 2 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 2 2 2 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 2 2 2 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 2 2 2 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 2 2 3

1 認定事実

原告 2 2 3 は、昭和 1 6 年に兵庫県明石市で出生し、現在は原告解放同盟西八木支部の支部長を務めている。

原告 2 2 3 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 2 2 3 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲 2 9 9, 3 4 4)

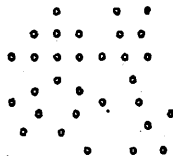
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 2 2 3 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

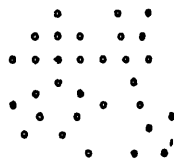
他方、証拠（乙 5 1 4, 5 2 0）によれば、原告 2 2 3 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、平成 2 3 年 1 月開催の集会の開催案内を電子化したものやホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 2 2 3 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 2 2 3 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 2 2 3 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 2 2 3 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 2 2 3 が原告解放同盟に所属してい



ることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 224

1 認定事実

原告 224 は、昭和 35 年に兵庫県加古川市で出生し、現在は原告解放同盟兵庫県連合会委員を務めている。

原告 224 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 224 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

(甲 300, 344)

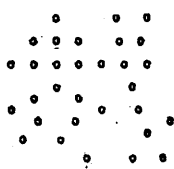
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 224 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

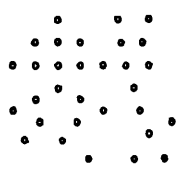
他方、証拠（乙 512, 515, 655）によれば、原告 224 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象としたイベントのコーディネーターを少なくとも 1 回努め、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 224 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 224 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 224 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 224 の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告224が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 225

1 認定事実

原告 225 は、昭和 24 年に兵庫県伊丹市で出生した。

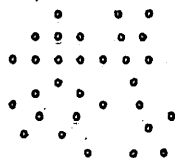
原告 225 の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 225 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

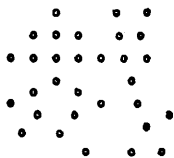
(甲 301, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 225 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 516)によれば、原告 225 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 225 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 225 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 225 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 225 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 225 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 2 2 6

欠番

原告 2 2 7

1 認定事実

原告 2 2 7 は、昭和 1 7 年に兵庫県伊丹市で出生し、現在原告解放同盟兵庫県連合会副委員長を務めている。原告 2 2 7 の父親は、大正 6 年に兵庫県伊丹市で出生し、原告解放同盟伊丹支部の支部長などを務め、平成 1 7 年に死亡した。

原告 2 2 7 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 2 2 7 の父親は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

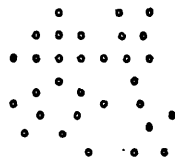
(甲 3 0 2, 3 4 4)

2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 2 2 7 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

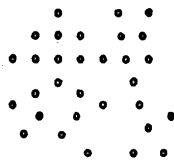
他方、証拠（乙 5 1 7, 5 1 9）によれば、原告 2 2 7 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 2 2 7 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 2 2 7 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 原告 2 2 7 は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張しておらず、原告 2 2 7 の父親の上記認定に係る情報は、原告 2 2 7 自身のプライ



バシー情報には当たらないから、本件人物一覧の公開により、原告227のプライバシーが侵害されたとは認められない。

- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告227の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告227が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告 228

1 認定事実

原告 228 は、昭和 15 年に兵庫県伊丹市で出生した。

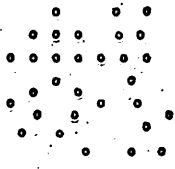
原告 228 の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 228 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

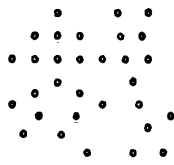
(甲 303, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 228 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 517, 519）によれば、原告 228 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 228 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 228 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 228 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 228 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 228 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万 5 000 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁



護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告 229

1 認定事実

原告 229 は、昭和 20 年に兵庫県で出生した。

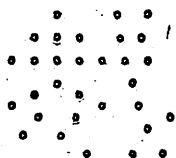
原告 229 の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 229 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

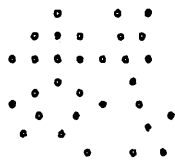
(甲 304, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 229 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 518)によれば、原告 229 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 229 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 229 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 229 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 229 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 229 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は3000円と認めるのが相当である。



原告230

1 認定事実

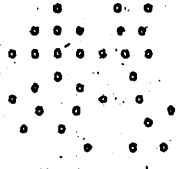
原告230は、昭和12年に兵庫県伊丹市で出生した。

原告230の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

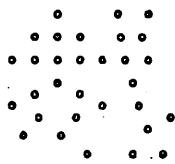
(甲305, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告230は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙514, 517, 519, 520)によれば、原告230は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告230の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告230のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 本件人物一覧に原告230の名字と一致する記載はあるが、これだけで原告230と同定するには足りず、他に、原告230は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告230の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告230が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1



000円と認めるのが相当である。



原告 231

1 認定事実

原告 231 は、昭和 11 年に兵庫県加古川市で出生した。

原告 231 の前住所は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 231 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の「女性部」の欄に氏名を掲載された。

(甲 306, 344)

2 判断

- (1) 原告 231 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 231 は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していることを公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙 514, 520)によれば、原告 231 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたとは認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 231 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 231 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1000 円と認めるのが相当である。